

別表(第3条関係)

建築物そのものの物的状態

不良度判定(不良度判定 100 点以上)			点 該当 ・ 非該当		
評定区分	評価項目	評価内容	評点	該当 (評点)	最高 評点
構造一般の程度	基礎	(1)構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		45
		(2)構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1)柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		100
		(2)基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損しているもの等大修理を要するもの	50		
		(3)基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
	外壁	(1)外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
		(2)外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
	屋根	(1)屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
		(2)屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25		
		(3)屋根が著しく変形したもの	50		
	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	(1)延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
(2)延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			20		
屋根		屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10		10

備考 1つの評価項目に対して該当する評価内容が複数ある場合における当該評定項目の評点は、その該当する評価内容に応ずる各評点のうち、最も高い評点とする。

周辺に及ぼす影響

敷地境界（道路境界、隣地境界）までの離れが軒高以下（目測）		該当 ・ 非該当
敷地境界までの離れ	概ね	m
軒高	概ね	m
被害をもたらす要因の有無 ※周囲の状況		該当 ・ 非該当
①公道に面している	○	・ ×
②人家密集地	○	・ ×
③通行量が多い	○	・ ×
④通学路がある	○	・ ×

総合判定 危険空き家に該当（該当に全て○）	該当 ・ 非該当
-----------------------	----------